

○松山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

令和6年3月19日

条例第20号

松山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第59号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（設備及び運営に関する基準）

第2条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）（同令第8条を除き、同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（非常災害対策）

第3条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害及び当該軽費老人ホームの周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該軽費老人ホームの見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 軽費老人ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該軽費老人ホーム

において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。